

大正十一年九月二日

兵庫船

神戸製鋸所争訟二回入件

一 家賃因ノ動靜

職工等ノ工場締付ノ目的ヲ以テ甲 登山ニ名ヲ藉リ乙 威澤
勤ヲナス、

二 工場内ノ状況 昨日ノ入場職工ハ才七工場四十九、才十五工場二七、他ハ九十九パーセント
佛書カ取テ中動状況 前日ト変化ナシ、

家賃ノ職工ニシテ出勤セルハ僅カニ才七工場三外、才十五工場五名
ニ過ヤス、

ノ出初率ヲ示シ